

# 子どもの生活習慣づくり支援事業について

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子どもたちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。

## 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進(平成18年度～)

### 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

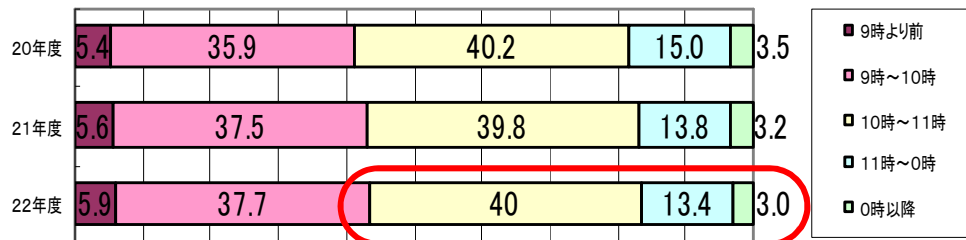
設立:平成18年4月24日  
会員数:277企業・団体・個人(平成24年3月現在)

連携

### 文部科学省

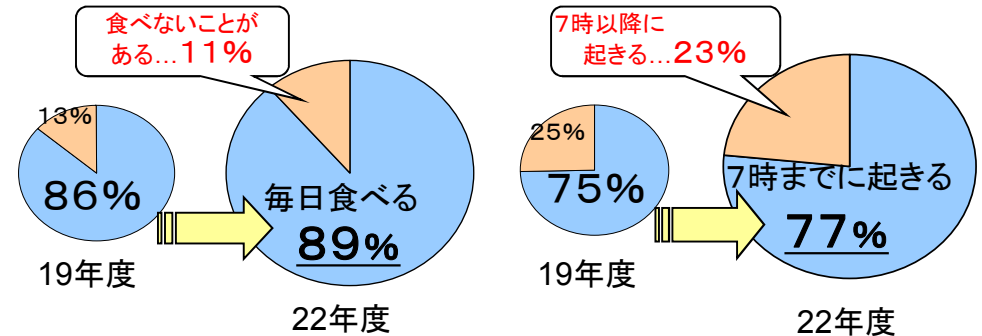
関係府省及び官民連携による全国的な普及啓発の促進

◎就寝が11時以降の児童が**16.4%**、  
特に0時以降就寝の児童は**3.0%**



平日10時以降に寝る子どもが**5割以上**

◎朝食摂取や早起きは改善の傾向



文部科学省「平成22年度 全国学力・学習状況調査」より(小学校6年生)

今後は特に睡眠(就寝)時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

# 全国を取組事例(男女共同参画学習)

## <女性の地域づくりの取組事例>

### 青森県男女共同参画センター

【平成23年度】

#### 「あおもりウィメンズアカデミー」

<目的>

- 男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、活躍できる女性人材を養成

<講義内容>

- 防災・復興に男女共同参画の視点を
- 女性が審議会委員になる意義を考える
- 文章作成力を身につける
- 男女共同参画データの分析・収集
- 男女共同参画データから地域課題を見つける
- 課題解決に向けた実践 など

## <女性の地域づくり(震災・防災関連)の取組事例>

### 男女共同参画センター横浜北

【平成23年度】

#### 「女性の視点で考える防災のまちづくり事業」

<目的>

- 近年の震災での女性たちの経験に学び、地域の安全網を築く担い手として、女性がいきいきと力を発揮

<内容>

- 「ヨコハマ わたしの防災カノート」(平成19年1月発行)の作成。  
(公財)横浜市男女共同参画推進協会・横浜市市民局
- 「防災カノート」を活用したワークショップの地域出前も行っている。



<URL>

<http://www.women.city.yokohama.jp/bousai/>

## <男性を対象(親子参加型)の取組事例>

### 三重県男女共同参画センター フレンテみえ

【平成22年度】

#### 「たのsea! うれsea! 大公開」～パパを狙いうちっ!～

<目的>

- 子育て世代の男性への家事や育児、地域への参画を推進

<内容>

- 親子でのお弁当づくりや親子でのヨット体験
- 子どもとの関わりや父親としての悩み、家事などについて話し合う  
パパワークショップ
- ※県や市、市民とフレンテが企画から運営まで協働して実施

<参加者の感想>

- 子どもに対する姿勢を見直すきっかけになった、これからにつなげていきたい
- 他のパパたちも同じ悩みを抱えていることが分かった

## <男性を対象(家族参加型)の取組事例>

### 静岡市女性会館(アイセル21)

【平成23年度】

#### 「子育て応援講座! 新米パパと新米ママのハッピータイム」

<目的>

- ママは産後の心と体をリフレッシュ、パパは子どもと一緒に遊びを楽しむことが目的

<内容>

- パパと赤ちゃんは、子どもと一緒に触れあい遊びを行う
- ママは骨盤体操を行う。

<参加者の感想>

- 身体がポカポカと気持ちよくなった。自分だけの時間が持てた。(母親)
- 今後、手遊びなどを通して子どもとの時間を増やしていこうと思います。(父親)

# 人権教育のプログラムの例

## 一般市民向け 講座型プログラム (東京都23区の一例)

### 目的

歴史をはじめ、まさに今起きている社会問題の詳細事例まで幅広く学び、さまざまなテーマ、角度から「人権課題」について考える。

### 内容

#### ◆人権セミナー「人権課題入門」

- ・期間: 2時間 × 4日間
- ・学習方法: 講義
- ・学習内容:
  1. 江戸の被差別民社会の歴史探訪 講師: (社)東京都部落解放研究所
  2. 犯罪被害者の人権 講師: 地下鉄サリン事件被害者の会
  3. 高齢者虐待の現状と対応 講師: NPO法人日本高齢者虐待防止センター
  4. 路上生活者の人権 講師: NPO法人自立生活サポートセンター「もやい」

## 一般市民向け ワークショップ型プログラム (東京都23区の一例)

### 目的

あふれるメディアから子どもたちを守るために、地域の大人たちとともに、「いじめ」やいのちの大切さについて、加えて家庭でのルールづくりはどうあったらよいかなどを話し合う人権・防犯教室を開催する。

### 内容

#### ◆人権講座「子どもにもたせる携帯電話の危険とは！」

- ・期間: 2時間
- ・学習方法: ワークショップ
- ・学習内容:
  1. ワークショップ: テーマ「いじめ いのち」を損なうもの・自殺を防止するため
  2. 講師の話 & ビデオ視聴「いのちのコトバ」
  3. ファシリテーターによる「ファミリ e ルール」づくりと話し合い

## 学生向け 参加体験型授業プログラム (市教委モデル事業の一例)

### 目的

デートDVの実態を知り、男女が尊重しあう関係性のあり方を学ぶ。

### 内容

#### ◆デートDV防止参加体験型授業プログラム

- ・期間: 100分
- ・学習方法: 講義、劇、グループワーク
- ・学習内容:
  1. 講義「DVとは、デートDVとは」(実態・数値を含め学ぶ)
  2. 劇(①デートDV被害者の女子高校生とその友人、②デートDV加害者の男子高校生とその友人)
  3. グループワーク(劇の登場人物に何ができるか考える)

## 人権教育指導者向け 参加体験型研修プログラム (市教委主催研修の一例)

### 目的

参加体験型の研修会を企画・実施できる人材の養成をめざし、①人権の意義・内容や人権・同和問題についての幅広い学習機会を提供するとともに、②参加体験型の手法を取り入れた研修会を実施するための技能研修を目指した研修機会を提供する。

### 内容

#### ◆人権・同和問題研修ファシリテーター講座

- ・期間: 第1期(6ヶ月 合計7回)、第2期(1年 合計9回)
- ・学習方法: 講座、プログラム作成体験、ワークショップの実践
- ・学習内容:
  - 【第1期】
    1. 人権・同和問題講座「部落の歴史を学びなおそう」ほか
    2. 同和問題ワークショップ教材の作成ほか
  - 【第2期】
    1. 講座「ファシリテーターの役割? 参加型学習とは?」ほか
    2. ワークショッププログラムづくり体験ほか
    3. 開発した人権学習プログラムの実践

## 環境教育のプログラムの例

### ○ 特定非営利活動法人ECOPLUS(エコプラス) 平成22年度社会教育による地域の教育力強化プロジェクト採択事業 「農山村のひとと暮らしが支える地域の教育力」

(概要) 過疎高齢化に直面する小さな山里を舞台に、地域の人々が指導者となって、都市部からの来訪者に環境教育と体験学習を提供するプログラムを実施し、地域住民を巻き込んだ教育活動の在り方の可能性を探る。

(22年度実施したモデルプログラム)

- ・テーマ1: 夏祭りと歴史(23名参加)
- ・テーマ2: 稲作(20名参加)
- ・テーマ3: 食(17名参加)
- ・テーマ4: 暮らし(16名参加)
- ・テーマ5: 雪(10名参加)

いずれも首都圏などの社会人や学生が参加し、1泊2日で農山村の自然と暮らしに触れた。地域の博物館での学習や歴史講話なども折り込み、地域の住民らが散策や農作業体験の指導者として深く関わる構成とした。

(成果)

- ・参加者の9割強が、「新たな学び」を得たと回答。
- ・受け入れた集落でも参加者と一緒になって地域のことを学びたいという若い世代の気運が高まった。

# 全国の取組事例(消費者教育)

## <多様な主体との連携・協働>

### 消費者教育フェスタ in ぎふ

- 文部科学省、岐阜県、岐阜市、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会の共催により、岐阜市内の小中学校を会場に消費者教育の授業公開、企業・団体等による出前授業の実施や、連携事例を紹介するなど多様なプログラムを行った。(平成24年2月22、23日開催)
- 企業・団体等への声掛けは、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、企業、事業者団体、消費者団体、NPO、行政等幅広い関係機関に周知し、参加を募った。
- 当日は、2日間延べ1,027名が参加し、地域における連携・協働による消費者教育の推進のきっかけとなった。

## <フェスタで紹介した取組事例>

### 消費者ネットワーク岐阜

- 生協、女性団体、福祉協議会、弁護士、消費生活相談員、有識者等、幅広いメンバーで構成。
- 主な活動として、
  - (1) 消費者被害の未然防止
    - ・高齢者向け出前講座の実施(23年実績11回)
  - (2) 自立した消費者の育成
    - ・年2回のシンポジウムの開催
  - (3) 消費者問題に関わる横のつながりの強化
    - ・機関紙発行、ホームページによる情報発信
  - (4) 地方行政に提言
    - ・自治体の消費者行政との懇談会の実施

## <大学等の取組事例>

### 鳥取大学・鳥取環境大学・鳥取短期大学・ 米子工業高等専門学校

#### 鳥取県消費生活センターとの連携による公開講座の開催

(平成21年度実施)

- 鳥取県消費生活センターの委託事業として、県内4校の高等教育機関において、「くらしの経済・法律講座」を実施。
- 授業は、各大学等の教員、消費生活センター、弁護士、財務局、税務署、日本銀行、金融広報アドバイザー等によるオムニバス形式で実施。
- 学生以外の受講生も公募しており、学生と県民が一緒に受講することで、相乗効果を高めるだけでなく、大学等にとっては地域貢献の機会となっている。

## <社会教育の取組事例>

### 社会教育施設での取組

#### 【公民館の事例】(平成21年度実施)

- 埼玉県吉川市中央公民館(行政の出前講座等を活用して、消費生活に関する講座(今ドキの悪徳商法講座)を開催)
- 神奈川県平塚市東ブロック公民館(家庭教育学級において、保護者向け講演会「子どもの安心・安全講演会～携帯電話・インターネットの罠から子どもを守る～」を開催)

#### 【図書館の事例】(平成23年度消費者教育フェスタ事例報告より)

- 鳥取県立図書館(悪質商法、クレジット被害などの生活に関する困りごとについて、弁護士や関係機関と連携し、専門家による相談会や講座の開催。多重債務等トラブル解決のために、必要な情報を検索マップとしてまとめ、利用者に提供)